

議事概要

藤沢市政策会議を次のとおり開催した。

会議名	平成31年度第2回政策会議
開催日	2019年(平成31年)4月25日(木) 8:30~9:53
場 所	本庁舎6階 庁議室
出席者	鈴木市長, 小野副市長, 宮治副市長, 平岩教育長(欠席) (政策会議委員) 総務部長, 企画政策部長, 財務部長, 防災安全部長, 市民自治部長, 生涯学習部長, 福祉健康部長, 保健所長, 子ども青少年部長, 環境部長, 経済部長, 計画建築部長, 都市整備部長, 道路河川部長, 下水道部長, 市民病院事務局長, 消防局長(欠席), 教育次長, 教育部長, 議会事務局長, 監査事務局長, 農業委員会事務局長, 選挙管理委員会事務局長
議 事	(1) 議題(審議事項) 1 2020年度神奈川県の実策・制度・予算に関する要望について(企画政策部) (2) 報告・情報提供等 ア 平成31年度藤沢市働き方改革の取組について(総務部) イ スーパークールビズの実施について(総務部) ウ 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画の策定について(子ども青少年部) エ 第43回ゴミゼロクリーンキャンペーン~ビーチクリーンアップかながわ2019~の開催について(環境部) オ 藤沢市議会議員選挙の執行結果について(報告)(選挙管理委員会事務局)
内 容	1 開会 2 市長あいさつ 3 議事 (1) 議題(審議事項) 1 2020年度神奈川県の実策・制度・予算に関する要望について(説明者:企画政策部長) □企画政策部長から, 資料1~2に基づき概要説明が行われた。 《内容》 2020年度の神奈川県に対する実策・制度・予算に関する要望について, 神奈川県市長会に提出する要望項目等及び独自要望の今後の日程について報告するもの。 《主な意見等》

<p>内 容</p>	<p>○資料2の2ページ要望事項13の「国庫補助負担金の充実」は、表現がわかりにくい。</p> <p>⇒要望事項名は、神奈川県市長会から示されている項目名である。</p> <p>○市長会には、「本要望事項名について表現がわかりにくい」と意見した方がよいのではないか。</p> <p>⇒資料タイトルにある「2020年度」という表現も神奈川県市長会から指定（要望事項照会時）された表現である。要望事項の名称等については、神奈川県市長会の事務局から指定されているということで、ご理解いただきたい。</p> <p>〈結果〉</p> <p>了承。</p> <p>(2) 報告・情報提供等</p> <p>ア 平成31年度藤沢市働き方改革の取組について (説明者：総務部長)</p> <p>□総務部長から、資料1～3に基づき概要説明が行われた。</p> <p>〈内容〉</p> <p>平成31年度の働き方改革の取組について、本年4月1日から施行された働き方改革関連法の内容を踏まえた変更点等について報告するもの。</p> <p>〈主な意見等〉</p> <p>○市民病院職場においては、特に医療職職員については、年5日の年次有給休暇の取得をすることが難しい状況である。制度として1日・半日以上を取得単位とすることは認識しているが、運用について時間単位での取得など大枠の中で検討いただきたい。</p> <p>⇒厚労省の考え方としては、1日・半日以上を取得単位として指定している。本市の年次休暇制度は、時間単位で取得を認めるとともに、管理上は、庶務事務システムにおいて時間単位で取得状況を確認している。当面は、時間単位での休暇取得も含めた管理を認めていかざるを得ない状況である。今後の課題として、庶務事務システムにおける時間単位取得分控除をできるよう、プログラム改修等の検討をしていくものである。</p> <p>⇒よろしく願いしたい。</p> <p>○管理職職員を含む全ての労働者の労働時間の状況把握に係る5月からの取組については、新しい法律によるものか。</p> <p>⇒以前から、労働基準法において事業主は労働者の勤務時間を適切に</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>管理することになっていたが、管理監督者は運用上除外していたものである。法改正を受けて、管理監督者を含む全ての労働者の労働時間の状況について、客観的な方法等により把握しなければならないこととなったものである。また、法改正は4月からだが、周知が遅れている関係で、5月からの取組としたものである。</p> <p>○資料3「総勤務時間の縮減に向けての基本指針2019」の3ページ(3)の⑤の下線部の取扱いを示すことにより、職員が時間外勤務申請を行わなくなるのではないかという心配がある。36協定に基づいた目標管理ではいけないのか。</p> <p>⇒あくまで、目標管理ということでお示ししている。総務部長からの説明のとおり、目標の設定が複雑化していたものを簡素化したものである。36協定は限度を定めたもので、これは目標ということ、管理していきたいということから設定したものである。</p> <p>○病院職場については紙ベースで勤怠管理をしていることなど、上席が指示をしても、職員が時間外勤務申請を行わなくなるのではないかという懸念がある。</p> <p>⇒管理監督者(所属長)がしっかり命令及び確認をしていただくことが基本的な考え方となるが、病院については、数年前に労働基準監督署から是正勧告を受けている。改めて本制度の周知徹底についてお願いしたい。</p> <p>○労働基準監督署は、勤務実態把握のためにパソコンの起動から終了までの確認をすることもある。マネジメント面の課題もあるが、職員の負担が増えることも懸念される。また、資料1の3ページ3(1)テレワークの施行に係る具体的な取組について教示いただきたい。</p> <p>⇒将来的にはパソコンの記録を捉えて管理する必要もあると認識しており、今後研究していくものである。またテレワークについては、まずは総務部で試行していくが、情報ポータルのようなものを使用し、自宅で業務を行うイメージである。労務管理上の課題など今年度の試行を踏まえて、対象や規模などを検討していくものである。</p> <p>⇒働き方改革の取組については、法改正を踏まえ、既に民間企業においても様々な取組を行っている。本市においても、法規制への適切な対応を行うとともに、取組をさらに進めていかなければならない。市役所も現状のままでいけないということである。効率のよい仕事の仕方を一人ひとりが取り組むことが重要になってくる。資料2の6ページの記載のとおり、「働き方改革」が社会全体で取り組</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>まれていることを、職員がしっかり認識し行動いただきたい。難しいがやらなければいけないことである。ご理解ご協力をお願いしたい。</p> <p>○管理職も時間外勤務申請をシステムで行うとのことだが、何時間以上なら申請するのか。</p> <p>⇒1時間単位で時間外勤務を行う際には申請いただきたい。</p> <p>○休日の取扱いについても確認したい。</p> <p>⇒半日又は1日勤務時は、振替となる。半日を超過した時間も申請となる。</p> <p>⇒管理職は事前の申請は不要である。事務的な取扱いについては、午後の総務主管者会議においてお示しする。</p> <p>⇒事務処理の取扱いについては、部局長も同様をお願いしたい。</p> <p>○一定の時期に休暇取得が5日とれてない場合、年次休暇の時期指定を行うというのはどういうことか。</p> <p>⇒6月末に一度状況を確認する。集計については7月半ばを想定している。12月末までに年5日の年次休暇取得が不足している場合については、時期を指定して休暇取得をしていただくことになる。夏季休暇期間も含まれるが、年次休暇取得は法律で定められたものであり、まずは年5日の年次休暇を優先して取得していただき、あわせて夏季休暇を取得していただくものである。</p> <p>○部局長は職員服務規程上で出退勤は押さなくてよいことになっているが打刻しなくてよいか。</p> <p>⇒部局長についても時間外労働時間を把握する必要がある。打刻についてもお願いしたい。出退勤時打刻については、確認して改めて通知する。</p> <p>○年次休暇取得の5日間は、夏季職専免より優先ということによいか。</p> <p>⇒間違いない。</p> <p>○職員は、夏季職専免の取得が優先という認識が大きい。大きな変更点であることから、資料にその旨を追記していただきたい。</p> <p>⇒資料の表現は検討させていただきたい。改めて通知を出す際に検討する。</p> <p>○整理した方がよい。年次休暇の対象は暦年である。12月末までに年次休暇が取得できる予定でも夏季職専免より年次休暇が優先となるのか。また、このことにより夏季職専免が取得できない職員も想定されることなど、再度整理いただきたい。</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>○細部をよく詰める必要がある。今までも何度も時短，年次休暇の話がでてきたが，実行できなかった。またかというふうに思われるかもしれないが，今回は法律に基づくものであるので，必ず実施しなければならない。秘書課でも月末の金曜日4時以降のスケジュール予定を受け付けない位の気持ちで取り組まなければならない。全庁的に仕事の仕方を見直さないといけない。予算編成に係る業務も根底から見直す予定である。既成の概念にとらわれずに，この資料は知らないのではないとか，この印刷物は誰もみていないとか，この行事は参加者が少ないとか，業務の洗い出しを行った上で見直さなければこの取組は実現不可能である。議会にも状況を説明し，ルールを変えられるところをご協力をいただく中で変えていかなければならない。よろしくお願ひしたい。</p> <p>イ スーパークルビズの実施について (説明者：総務部長)</p> <p>□総務部長から，資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>≪内容≫ 平成31年度についても，昨年度と同様に5月1日から10月31日まで，スーパークルビズを実施することについて情報提供するもの。</p> <p>≪主な意見等≫ なし。</p> <p>ウ 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画の策定について (説明者：子ども青少年部長)</p> <p>□子ども青少年部長から，資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>≪内容≫ 第二期藤沢市子ども・子育て支援事業計画及び(仮称)藤沢市子どもの貧困対策実施計画の策定に係る策定スケジュール，庁内の体制など，検討内容について報告するもの。</p> <p>≪主な意見等≫ ○貧困対策実施計画については，子ども青少年部中心に，いよいよ策定となるが，福祉健康部としては，これまで以上にしっかりと連携及び協力をしていきたい。経済的な貧困等にとらわれず，住居，保健医療，教育，情報等，幅広く捉えていかないといけない。全庁挙</p>
------------	--

<p>内 容</p>	<p>げての推進体制を構築していくためには、福祉健康部はもちろん、幅広い部局の連携が必要であるのでご協力をいただきたい。意見である。</p> <p>⇒福祉健康部長の発言のとおりである。子ども子育て支援事業計画においても同様である。例えば経済部のニート支援、若者の就労支援、生涯学習部の公民館事業など、事業の位置づけや計画に対してどうアプローチするのかということなど、各部局は計画そのものに対して主体的に関わっていくよう全庁挙げての一人称での取組をお願いしたい。</p> <p>エ 第43回ゴミゼロクリーンキャンペーン～ビーチクリーンアップかながわ2019～の開催について (説明者：環境部長)</p> <p>□環境部長から、資料1～2に基づき情報提供が行われた。</p> <p>《内容》</p> <p>片瀬、鵜沼及び辻堂の海岸美化の推進を目的として、毎年5月30日(ゴミゼロの日)直近の5月の日曜日に各地区生活環境協議会のほか、各種団体、企業、市民に参加を呼びかけ、海岸清掃キャンペーンを開催するもの。今年度については、5月26日(日)に開催し、片瀬西浜においてはマイクロプラスチック拾いも実施するもの。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>なし。</p> <p>オ 藤沢市議会議員選挙の執行結果について(報告) (説明者：選挙管理委員会事務局長)</p> <p>□選挙管理委員会事務局長から、資料に基づき情報提供が行われた。</p> <p>《内容》</p> <p>2019年4月21日執行の藤沢市議会議員選挙の結果について報告するもの。</p> <p>《主な意見等》</p> <p>○投票率が低下している事実、投票率向上のための取組をしている事実に対して、どう評価し捉えるのか。選挙管理委員会所掌の事務だけだと見えてこない。例えば学校教育の現場でどう捉えるとか、どういう構造があるのかとか、様々な視点で本質的なところを各分野で研究していかなければならない。昨日の市長定例記者会見におい</p>
------------	---

<p>内 容</p>	<p>ても、投票率の低下に対し、どう受け止めるのかという質問が市長にあったものである。職員は、投票率が低いことに課題意識を持っていただいていると思うが、どう研究していくのか。例えば市民意識調査の中で有権者意識の確認を行うなど、柔軟かつ横断的な課題として共有いただきたい。</p> <p>4 その他</p> <p>○お詫びである。既に該当の管理職職員には通知済みだが、55歳以上の管理職職員154名に4月分給与支給額の誤りが判明した。これまで55歳以上の管理職職員については、管理職手当の1.5%程度分の減額措置が行われていたが、3月末に終了した。減額措置終了後の最初の4月分の給与支給で減額分を戻す際にシステム上のプログラム修正に誤りが生じたものであり、確認事務に落ち度があったものである。差額分については5月分給与支給の中で追加支給させていただくとともに、今後は確認事務の徹底等を図り、給与支給事務の誤りがないようにしていきたい。</p> <p>5 閉会</p>
------------	--